

告示

埼玉県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
新白岡デンタルクリニック	所在地	白岡市高岩七六五 ー 新白岡医療ビル二〇一	白岡市新白岡四一三 ー 三 新白岡駅前ホスピタリティーパーク2F
大慶堂訪問看護ステーション	名称	大慶堂訪問看護リハビリステーション	大慶堂訪問看護ステーション
ライフケア訪問看護リハビリステーションふじみ	所在地	富士見市西みずほ台一ー一ー三 東武みずほ台サンライトマンションもみの木一ー二	富士見市東みずほ台二一五ー六 マロンストリームⅡ一〇五号

二 指定施術機関

名称	変更事項	変更前	変更後
圓藤 展丈	施術所名称	まごころサポートセンター越谷	ぽっぼ
	施術所所在地	越谷市蒲生四一ー二 ー 二一ー一〇一	群馬県邑楽郡板倉町海老瀬七四四一五

渡邊 研仁	
施術所所在地	施術所名称
二七 二F 草加市住吉一―五―	CURE ヒーリングルーム
二五 一F 草加市住吉一―三―	CURE草加店 ヒーリングルーム